



ウクライナ避難民への支援について

令和4年4月26日
区長記者発表

ウクライナ避難民への支援

区は、今後、ウクライナ避難民の方々が区内に居住することを見据え、
令和4年4月12日(火曜)、[ウクライナ支援の専任組織を設置!](#)

■**組織名** ウクライナ避難民支援担当課長(2名)、地域振興課ウクライナ避難民支援担当係長(2名)、係員(1人)

..... これから予定している支援

■ウクライナ避難民相談窓口の設置

ウクライナ語と英語対応可能な通訳を配置し、行政手続きだけでなく、日常生活にも寄り添った相談窓口を設置。

■在留資格変更手続きの支援

東京都行政書士会港支部と連携し、在留資格を「短期滞在」から「特定活動」に変更する手続きに関する支援を実施。

在留資格について

ウクライナ避難民の入国時の在留資格は「短期滞在」



日本で就労を希望する場合は、「特定活動」の在留資格に変更することができる!

ウクライナ避難民への支援

■避難民カウンセリングの協力

在日ウクライナ大使館が実施する避難民を対象としたカウンセリングの会場を無償で提供。
【会場】 国際交流スペース(北青山1丁目)

■区の声明を発表 (令和4年3月3日)

これまでの支援・対応

■救援金の受付 ウクライナ人道危機救援金の受付(令和4年3月7日～)

■大使館・避難民への支援(令和4年4月1日～)

- 支援物資の一時保管場所を提供
- 音声翻訳機50台を無償貸与



■区内中小企業への支援

原油価格高騰等の影響を受けている区内中小企業の経営相談